

入院時食事療養費の見直しについて

令和6年6月1日から厚生労働省の定める入院時の食費の基準が変わることに伴い、一食あたりの自己負担額が変更となります。

ご理解をお願いいたします。

(改定後の自己負担額の目安)

一般所得者の場合	460円	+30円 ➡	<u>490円</u>
住民税非課税世帯の場合	210円	+20円 ➡	<u>230円</u>
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	100円	+10円 ➡	<u>110円</u>

令和6年5月 松代病院長